

## 公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

2024年2月15日

王子ネピア株式会社

本日、王子ネピア株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：森平高行 以下、「当社」といいます）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」といいます）に基づく勧告（以下、「本勧告」といいます）を受けました。

日頃ネピア製品をご愛顧いただいているお客様はじめ、お取引先様、関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

本勧告は、当社が一部商品の製造を委託していた下請事業者に対し、発注数量の変更を行った行為が、下請法第4条第2項第4号に掲げる行為（下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付の内容を変更させること）に該当し、同項の規定に違反すると公正取引委員会に判断されたものです。

なお、本勧告で認定された給付の内容の変更により下請事業者が負担することとなった費用に相当する金額については、既に下請事業者への支払いを完了しております。

当社はこれまでも法令遵守に努め、「取引先との誠実、健全な関係の維持」、「独禁法、下請法関連諸法令の遵守」を行動規範として取り組んでまいりましたが、本勧告を真摯に受け止めて、勧告内容について役員および従業員への周知徹底を図るとともに、下請法遵守の社内研修を実施し、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

### ◆本件に関するお問い合わせ先◆

王子ネピア株式会社 業務本部 TEL：03-3248-2852

王子ホールディングス株式会社 広報IR部 TEL：03-3563-4523